

議案第94号

久喜市屋内型こどもの遊び場条例

(設置)

第1条 こどもとその保護者等が遊具等を通じた運動と多様な遊びを経験することにより、こどもの心身の健康の増進を図り、併せて保護者等の子育てに関する相談を受けることにより子育て相談機能の充実を図るため、久喜市屋内型こどもの遊び場(以下「遊び場」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 遊び場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
久喜市屋内型こどもの遊び場	久喜市桜田3丁目2番地1

(業務)

第3条 遊び場は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 遊具等の利用を通じたこどもの運動の場の提供に関すること。
- (2) 玩具及び図書等を通じたこどもの発育の促進及びこどもの豊かな心を育成する場の提供に関すること。
- (3) 子育てに関する相談及び情報の提供に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、遊び場の設置目的を達成するために必要な事項に関すること

(利用日等)

第4条 遊び場の利用日、利用区分、利用時間及び休館日は、規則で定める。

(利用対象者等)

第5条 遊び場を利用することができる者は、0歳から12歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者(以下「児童」という。)及びその保護者その他当該児童の付添人(以下「保護者等」という。)とする。

- 2 保護者等は、18歳以上の者でなければならない。
- 3 児童が遊び場を利用するときは、保護者等が同伴しなければならない。

(利用の許可)

第6条 遊び場を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、第3条第1号又は第2号に規定する業務については、規則で定めるところにより市長の許可を受けなければならない。

(利用の禁止又は制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、遊び場の利用を許可しないことができる。

- (1) 利用者が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 利用者が遊び場の施設及び遊具等を毀損し、又は汚損するおそれがあると認めるとき。
- (3) 遊び場の管理上支障があると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が遊び場の利用を許可しないことが適当と認めるとき。

(利用の許可の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、遊び場の利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命じることができる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当すると認められる状態になったとき。
- (2) 利用者が、虚偽その他不正な方法により遊び場の利用の許可を受けたと判明したとき。
- (3) 災害その他の事由により遊び場の利用を中止する必要があると認めたととき。
- (4) 利用者が感染症その他の事由により他の利用者の健康に影響を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(使用料)

第9条 利用者は、第6条に規定する許可を受ける際に、次に掲げる使用料を納付しなければならない。

- (1) 個人で遊び場を利用する場合は、規則で定める一の利用区分につき300円
- (2) 複数人で遊び場を貸し切りで利用する場合は、規則で定める一の利用区分につき30,000円

2 前項第1号の規定にかかわらず、0歳から3歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある児童の使用料は、無料とする。

(使用料の減免)

第10条 市長は、利用者の利用目的が遊び場の設置目的に適う事業であり、公益に資すると認められるときは、使用料の一部又は全額を免除することができる。

(使用料の還付)

第11条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 第8条第3号若しくは第4号の規定により市長が遊び場の利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命じたとき。
- (2) 利用者の責めに帰することができない理由により、遊び場を利用することができないとき。

(損害賠償の義務)

第12条 故意又は重大な過失により遊び場の施設、設備等に損害を与えた利用者

は、その損害について賠償しなければならない。

2 市長は、遊び場において生じた損害について、市の責めに帰すべき事由によるものを除き、その責めを負わない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

令和6年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

久喜市屋内型こどもの遊び場を設置したいので、この案を提出するものであります。